

通信政策特別委員会
公正競争ワーキンググループ（第2回）
ヒアリング発表資料

2024年2月19日

楽天モバイル株式会社

1. 公正競争の確保に関する基本的な考え方

2020年4月 楽天が携帯市場に参入

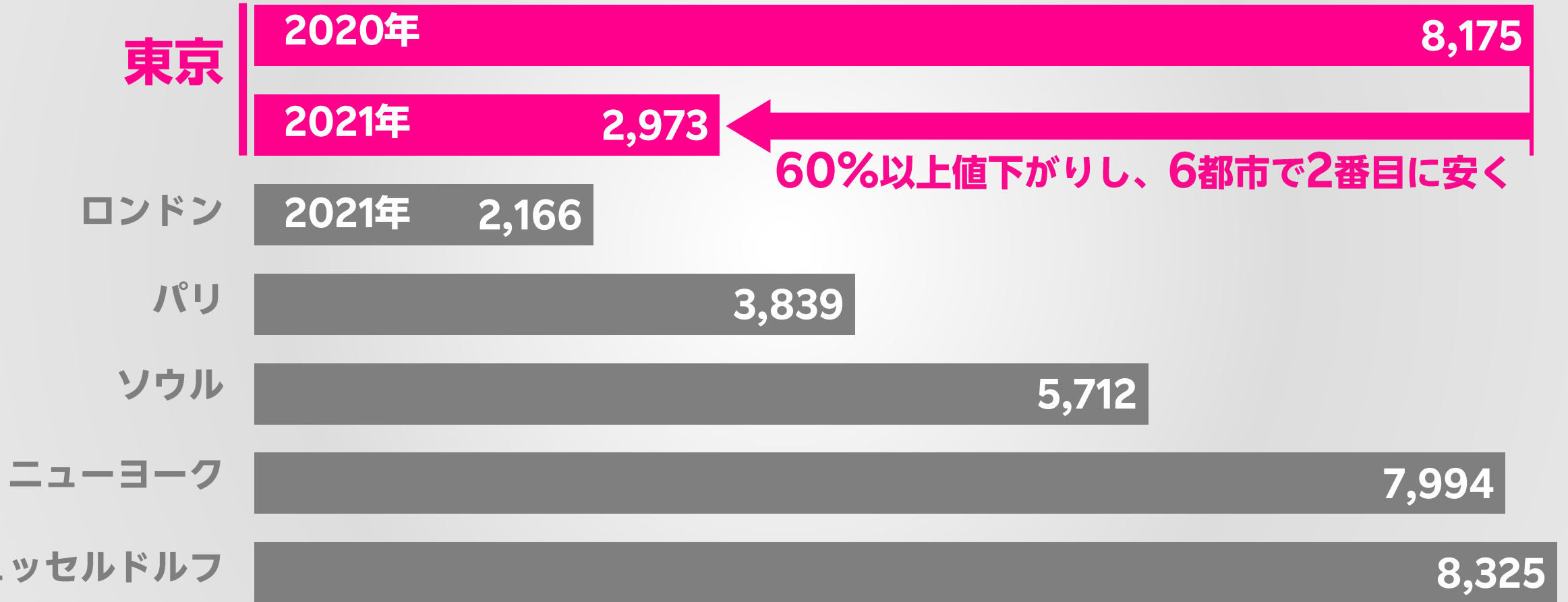
携帯市場の民主化

楽天ならではの革新的なテクノロジーで
「大容量」「低価格」「高品質」なサービスを提供し
誰もが手軽・自由にスマホを楽しめる社会へ

楽天モバイル参入後：世界主要6都市のスマホ料金比較（2021年）

競争が促進され、日本のスマホ料金は60%以上安価に

2020年は6都市で最も高い



60%以上値下がりし、6都市で2番目に安く

(単位：円)

出典：総務省（2021年5月） 各都市でシェア1位の事業者で4Gを月20GB利用した場合の価格

2. **NTT東西の通信インフラの在り方**
3. **NTT東西等の業務の在り方**
4. **NTTグループに関する公正競争の確保の在り方**

NTT東西の「特別な資産」

競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産
我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線を問わず依存せざるを得ない



光ファイバーの重要性

第一次報告書の「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」にある通り、今後5~10年は光ファイバは通信の主たる基盤であり続ける見込み
光ファイバーを支えるのが、収容する局舎を含む「特別な資産」

2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像

Beyond 5Gの運用が開始され、各種情報通信インフラの相互補完により、陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装を進める。

光ファイバは、情報通信の主たる基盤

99.72% → **99.9%**
(世帯カバー率、2027年度末目標)

5Gは、光ファイバの上で展開

93.2% → **99%**
(人口カバー率、2030年度末目標)

NTN※は、離島等の効率的なカバーや非常時の通信手段として地上系ネットワークを補完

※ Non-Terrestrial Network (非地上系ネットワーク)

5G時代においても、**全国津々浦々に敷設された光ファイバ及びそれを収容する局舎の重要性は不変**。MNOは当該設備に依存せざるをえない。

※NTNは、安定性等の観点から現状はあくまでも補完的な役割にとどまる

移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



新規事業者の参入における「特別な資産」の重要性

当社の場合、2018年12月の基地局建設開始から、1年半弱での本格サービス開始にあたっては、**線路敷設基盤を含む「特別な資産」の公正な提供が不可欠だった**

新規事業者の参入の観点

新規事業者としては、「特別な資産」を公正に利用できる市場環境を前提に参入し、もって新たな基地局建設や次世代ネットワークの構築に安定的に取り組むことが可能に。

NTT東西の条件の公開・可視化

「相互接続ガイドブック」等による、条件の公開・可視化が、新規事業者にとっては不可欠。



「特別な資産」の重要性

引き続き「特別な資産」が通信の基盤であり続け、新しい通信サービスの提供に不可欠であることから、NTT法の必要性は現代でも変わらないと認識

日本電信電話株式会社等に関する法律

(目的)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、**これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする**株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第十四条 地域会社は、**電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可**を受けなければならない。

仮想化における局舎等の重要性（楽天モバイルの事例）

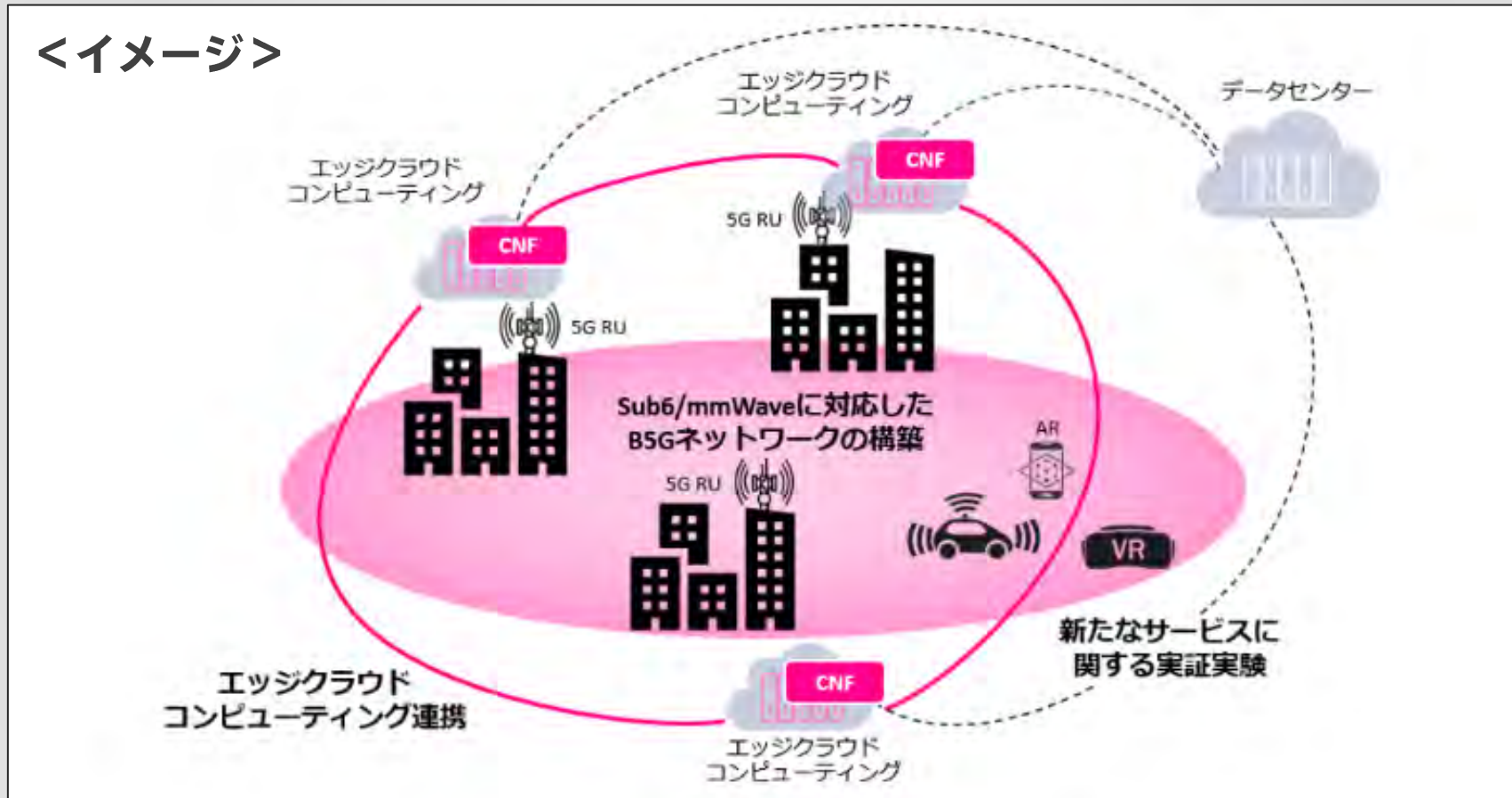
従来の基地局構成ではアンテナと併設していた機能の仮想化を実現し、局舎等のデータセンター側に機能を持たせる構成としている



楽天モバイルが参入した5年前は「アンテナ側にBBUがあるのが当たり前」
現在は他社もRANの仮想化を推進しており、局舎の重要性はさらに高まる可能性

エッジコンピューティングにおける局舎等の重要性

B5Gのネットワークで稼働するアプリケーションの特性を生かすには、ユーザーや対象の近くでデータ処理（エッジコンピューティング）を行う必要がある



NTT東西の「特別な資産」の重要性の増加

光ファイバーはもちろんのこと、土地や局舎、とう道等は Beyond 5G時代に重要性が更に増加することが予想される

土地	局舎	とう道	管路	電柱	光ファイバ
約17.3km ²	約7,000ビル	約650km	約60万km	約1,190万本	約110万km
東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を上回る	東京の地下鉄 総延長の約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの距離 約3倍
光ファイバーや 各種通信設備を集約		基地局と各種通信設備を繋ぐ光ファイバー を敷設するのに不可欠な線路敷設基盤			

参考：NTT東西が持つ局舎の重要性

電気通信役務設備を設置する建物には、安定的な役務提供を実現するため、通常の建物とは異なる条件が求められる



<必要な条件>

- 建築強度
- 十分な電源確保（予備電源含む）
- 空調設備
- 回線・配線設備 等

NTT東西以外の事業者が新たに土地や建物を自身で手配し、通信役務に最適化された局舎を数千局単位で準備するのは、極めて困難

「特別な資産」に係る電気通信事業法の規律の範囲

「特別な資産」（局舎等）において、電通法の規定の対象となっているのは、一部に限られ、利用部門の局舎活用（ハウジング等）※には規律がない

	光ファイバー	局舎 義務的コロケーション※	局舎 一般コロケーション※
電通法の規律	規律あり	規律あり	規律なし
指定電気通信設備	指定対象	指定の対象外	指定の対象外
提供条件等に対する規律	指定電気通信設備として公平な提供が義務付けられている	電気通信事業法における一定のルールは存在	ルールがない (接続のルール対象外)
担当部門	NTT東西の設備部門	NTT東西の設備部門	NTT東西の利用部門

※第一種指定電気通信設備との接続のために局舎にコロケーションすることが不可欠とは言えないと整理されてきたサーバ類については、利用部門によるホスティングサービス（一般コロケーション）の対象として取り扱い

参考：義務的コロケーションと一般コロケーションの差分

2. 局舎スペース等の扱い

(1) 現状

局舎スペースや電源設備等のコロケーションリソースについて、それぞれ提供不可である局舎は全体の4%未満であり、中継ダークファイバと比較すると高くない。

(図表3-2) コロケーションリソースの提供不可の割合(06年12月末)

	スペース	受電設備	発電設備
NTT東日本	3.9%	0.4%	0.6%
NTT西日本	3.4%	1.6%	2.9%

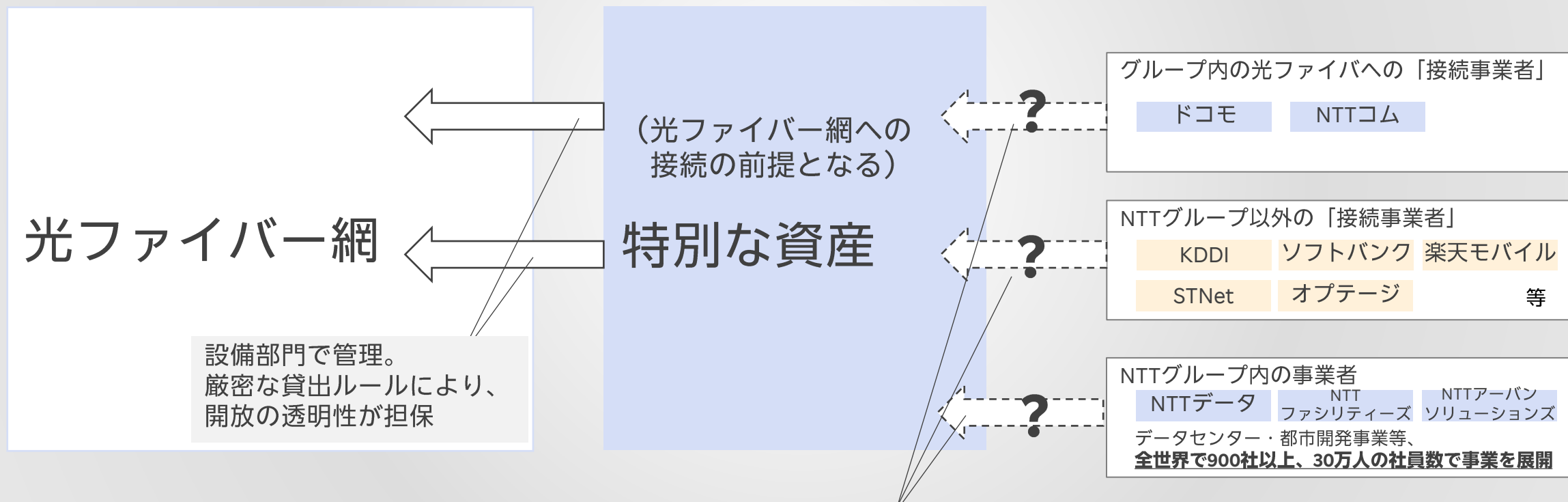
(注：NTT東西の公開情報による)

ただし、サーバ類といった電気通信設備については、第一種指定電気通信設備との接続のためにNTT東西の局舎にコロケーションすることが不可欠とは言えないと整理されてきたことから、接続約款上のコロケーションルール(いわゆる「義務的コロケーション」)が適用されず、NTT東西の局舎に設置する場合には利用部門によるホスティングサービス(いわゆる「一般コロケーション」)の対象として扱われている²²。

他方、接続事業者がコロケーションリソースを一定期間保留することがあり、そのことが結果としてコロケーションリソースの逼迫の要因になっているとの意見がある。

「特別な資産」に係る電気通信事業法の規律の範囲

現行の電気通信事業法において、光ファイバー網（電気通信設備）の開放は担保「義務コロケーション」等一部を除き「特別な資産」のルールは定められていない



サーバー類等のハウジング（いわゆる一般コロケーション）は、接続を扱う「設備部門」ではなく「利用部門」により取扱

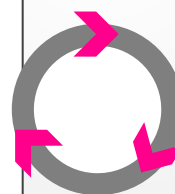
「特別な資産」に係る規律のあるべき姿

電通法の設備貸出ルールは、光ファイバー等の電気通信設備のみを対象とする「特別な資産」の独占※防止等は、NTT法の業務範囲や累次の公正競争条件で担保

電気通信事業法

<主に非構造的措置>

- ✓ 電気通信設備（光ファイバー等）に対応する、義務コロケーション等しか貸出ルールが規定されていない。
- ✓ その他「特別な資産」の活用（一般コロケーション等）のルールの定めは無い。



NTT法

<主に構造的措置>

- ✓ NTT持株・NTT東西の業務範囲を制限
- ✓ 分離・分割時の累次の公正競争条件において、グループ間の取引の公平性等が規定
- 電気通信設備（光ファイバー等）以外の「特別な資産」の活用の公平性を担保

※例えば、NTTグループ内企業の事業のエッジサーバー構築に、ハウジング（一般コロケーション）で優先的に「特別な資産」を融通する等。

NTT法が「特別な資産」に対して果たしている役割

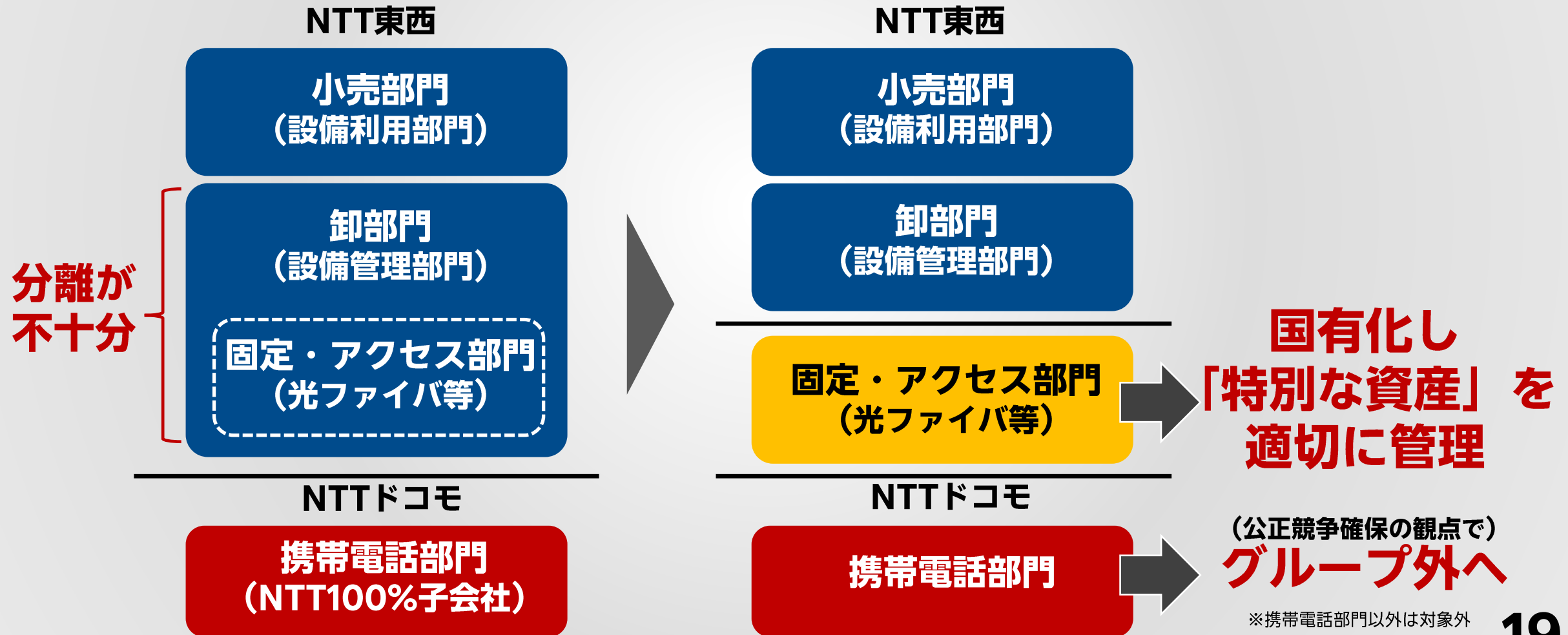
1. NTTが承継した「特別な資産」の公共性を鑑み、
公益に資するよう運用されるよう規律（ユニバ責務、業務範囲、譲渡制限等）
2. NTTが承継した「特別な資産」の重要性を鑑み、
資産が公平に使われるように規律することで、
NTTの独占性・巨大性の拡張を抑止（業務範囲、累次の公正競争条件 等）

「特別な資産」が公益に資する形で、かつすべての事業者に公平に使われるよう、**NTT持株・NTT東西の業務範囲等の規制が必要と認識**

「特別な資産」を承継したNTTグループに対しては、
引き続き会社法の規律を課すことが必要

参考：NTTのアクセス分離について

仮にNTT法（組織の規定）を廃止し「特別な資産」の公平性が担保されない場合、NTTグループから固定アクセス部門を分離、国有化し適切に管理させるべき



Rakuten Mobile